

東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況等

1 年次推移

平成28年4月の「障害者差別解消法」施行後、障害者差別に係る相談等を「東京都障害者権利擁護センター」で受け付けている。

「東京都障害者差別解消条例」に基づき設置した広域支援相談員についても、同センターに配置し、相談対応業務等を行っている。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談受付件数	118	307	363	274	328	429	477	481	299

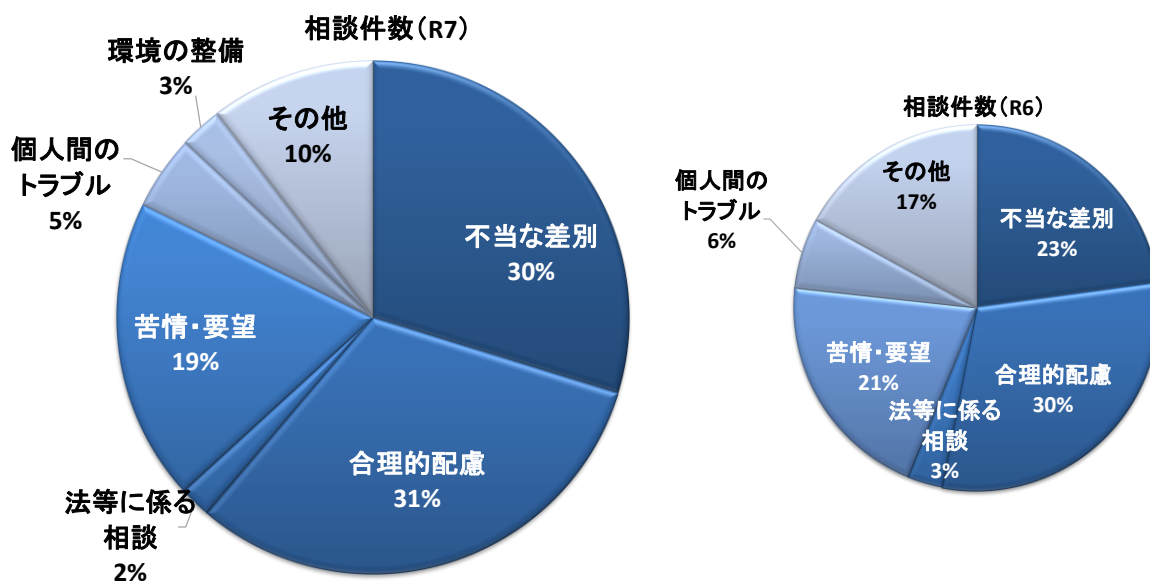
2 令和7年度の受付状況

(1) 相談件数

() は令和6年度の数値

	相談内容							合計
	不当な差別	合理的配慮	法等に係る相談	苦情・要望	個人間のトラブル	環境の整備	その他	
件数	89 (110)	94 (145)	6 (15)	57 (99)	14 (30)	8 -	31 (82)	299 (481)
割合	30%	31%	2%	19%	5%	3%	10%	100%

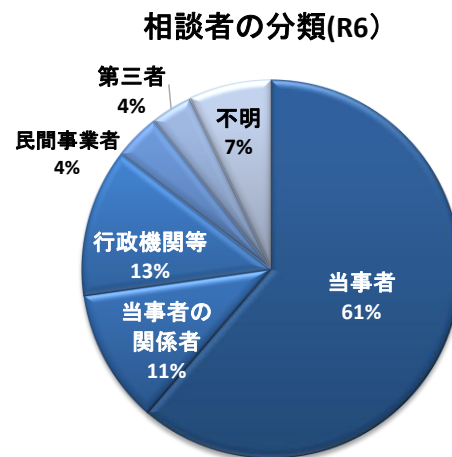
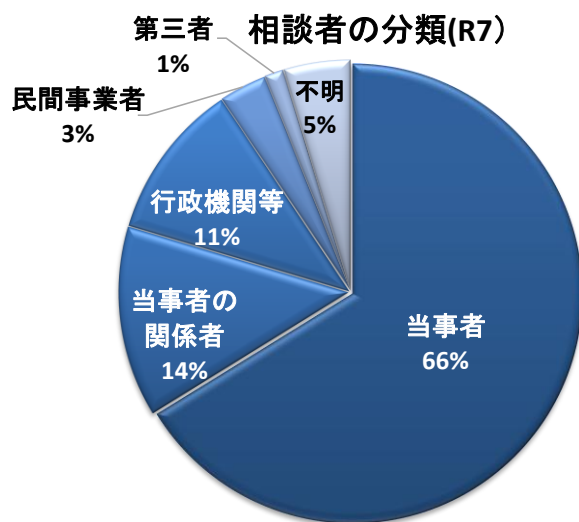
※令和7年度より「環境の整備」の項目を追加



(2) 相談者の分類

() は令和6年度の数値

	当事者	当事者の関係者	行政機関等	民間事業者	第三者	不明	合計
件数	198 (295)	40 (55)	33 (61)	10 (19)	4 (17)	14 (34)	299 (481)
割合	66%	14%	11%	3%	1%	5%	100%



(3) 当事者の障害種別（「当事者の関係者」からの相談含む。）

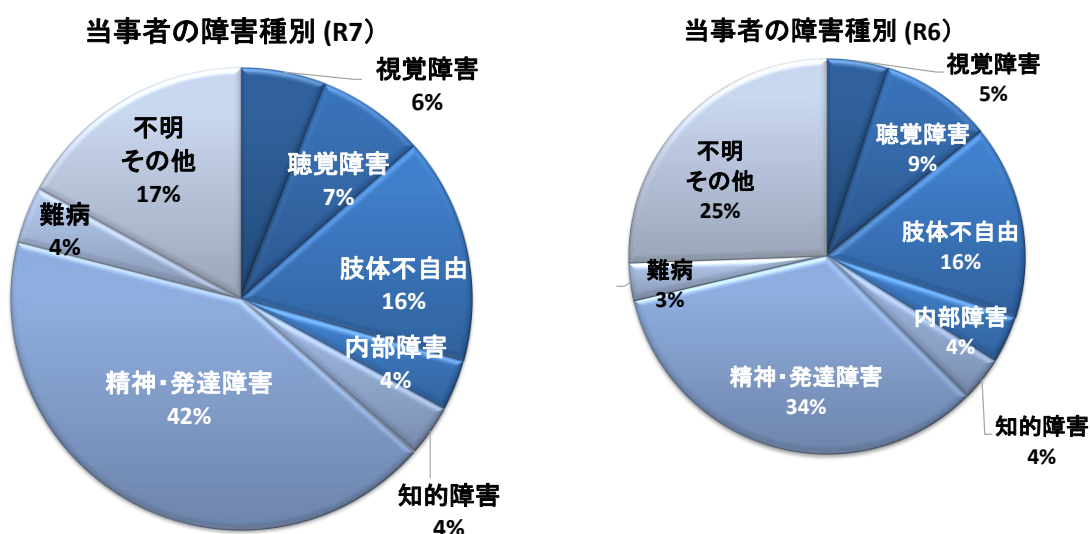
（ ）は令和6年度の数値

	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	知的障害	精神・発達障害	難病	不明その他	合計
件数	15 (18)	19 (33)	40 (57)	9 (14)	9 (13)	107 (122)	10 (11)	43 (92)	252 (360)

※重複障害として、内部障害・精神・発達障害、難病・内部障害、肢体不自由・難病、肢体不自由・内部障害、視覚障害・内部障害、知的障害・精神・発達障害、聴覚障害・精神・発達障害が各1件あった。

※重複障害として、肢体不自由・精神・発達障害・難病が2件あった。

※重複障害として、精神・発達障害・肢体不自由が3件あった。



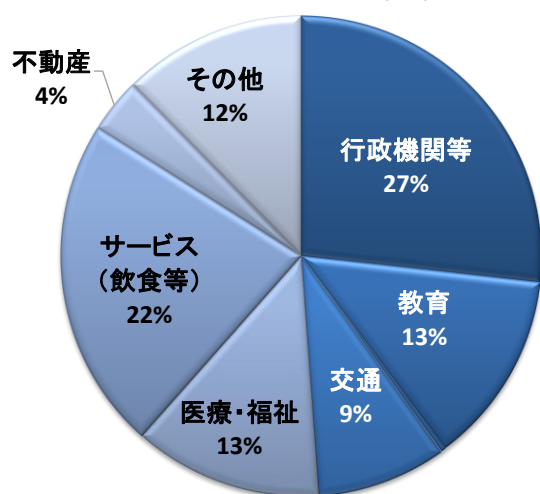
(4) 相談分野

() は令和6年度の数値

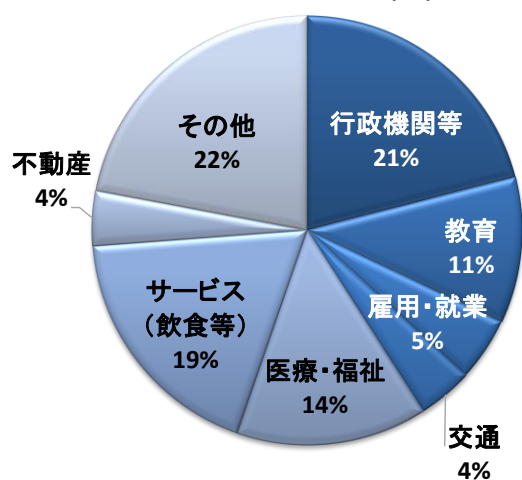
	行政機関等	教育	雇用・就業	交通	医療・福祉	サービス (飲食等)	不動産	その他	合計
件数	80 (101)	39 (53)	1 (23)	26 (20)	38 (69)	67 (89)	11 (20)	37 (106)	299 (481)
割合	27%	13%	0%	9%	13%	22%	4%	12%	100%

※その他には、分野不明、私人関係、自身の状況への不安等を含む。

相談分野の分類 (R7)



相談分野の分類 (R6)



(5) 相談内容ごとの相談分野の分類

(単位:件)

	行政機関 等	教育	雇用・ 就業	交通	医療・ 福祉	サービス (飲食等)	不動産	その他 不明	計
不当な差別	13	10	1	11	15	19	8	12	89
合理的配慮	24	21	0	2	11	27	1	8	94
法等に関する 相談	3	1	0	1	0	0	0	1	6
苦情・要望	28	1	0	7	10	8	0	3	57
個人間の トラブル	1	1	0	2	1	5	0	4	14
環境の整備	2	2	0	2	0	1	0	1	8
その他	9	3	0	1	1	7	2	8	31
計	80	39	1	26	38	67	11	37	299

(参考) 情報保障に係る相談の分類

(単位:件)

	行政機関 等	教育	雇用・就業	交通	医療・福祉	サービス (飲食等)	不動産	その他	計
イベント 講演会等	3	1	0	0	2	3	0	2	11
	27%	9%	0%	0%	18%	27%	0%	18%	
教育・試験 等	0	7	0	0	0	1	0	0	8
	0%	88%	0%	0%	0%	13%	0%	0%	
映像配信等	0	0	0	0	0	5	0	0	5
	0%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	
その他	5	0	0	0	3	6	1	1	16
	31%	0%	0%	0%	19%	38%	6%	6%	
計	8	8	0	0	5	15	1	3	40

(6) 当事者の障害種別ごとの相談分野の分類（「当事者の関係者」を含む。）

(単位:件)

	行政機関等	教育	雇用・就業	交通	医療・福祉	サービス(飲食等)	不動産	その他	計
視覚障害	2	1	0	1	5	5	0	1	15
	13%	7%	0%	7%	33%	33%	0%	7%	
聴覚障害	1	1	0	0	2	11	0	4	19
	5%	5%	0%	0%	11%	58%	0%	21%	
肢体不自由	11	4	0	5	3	9	5	3	40
	27%	9%	0%	13%	8%	22%	13%	8%	
内部障害	0	2	0	2	2	1	0	2	9
	0%	22%	0%	22%	22%	12%	0%	22%	
知的障害	4	4	0	0	0	0	0	1	9
	44%	44%	0%	0%	0%	0%	0%	12%	
精神・発達障害	24	16	1	10	16	21	6	13	107
	22%	15%	1%	9%	15%	20%	6%	12%	
難病	4	0	0	0	5	1	0	0	10
	40%	0%	0%	0%	50%	10%	0%	0%	
不明その他	17	5	0	6	6	5	0	4	43
	39%	12%	0%	14%	14%	12%	0%	9%	
計	63	33	1	24	39	53	11	28	252

3 あっせん等の手続きに関する実績

(1) 紛争解決の仕組みについて

広域支援相談員が対応しても相談の解決が見込めないときは、紛争の当事者である障害者等は、知事に対し、紛争解決のために必要なあっせんを求めることができ、知事は必要と認める場合、調整委員会にあっせんを付託する。

事業者が正当な理由なくあっせん等に従わない場合には、必要な措置を講じるよう勧告し、さらに、それに従わない場合、知事はその旨を公表できる。

(2) 実績

(単位:件)

年度	申立て受理	あっせん	勧告	公表
H30	0	0	0	0
R1(H31)	1	1	0	0
R2	1	0	0	0
R3	0	0	0	0
R4	0	0	0	0
R5	0	1	0	0
R6	1	0	0	0
R7	0	0	0	0

※「勧告」、「公表」は「あっせんの成立」の内数。

※令和6年度に申立てを受理した案件は、調整委員会にあっせんを付託する前に終了した。